

奈良県告示第四百十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が地すべりである土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十七年一月三十日

奈良県知事 荒井正吾

区域	桜井市岩坂（○〇四）地すべり警戒	区域	桜井市岩坂（○〇三）地すべり警戒	区域	桜井市岩坂（○〇二）地すべり警戒	区域	桜井市岩坂（○〇一）地すべり警戒	区域	桜井市与喜浦（○〇一）地すべり警戒	区域	桜井市初瀬（○〇一）地すべり警戒	区域	桜井市初瀬（○〇一）地すべり警戒	区域	縦覧場所
区域	桜井市岩坂（○〇四）地すべり警戒	区域	桜井市岩坂（○〇三）地すべり警戒	区域	桜井市岩坂（○〇二）地すべり警戒	区域	桜井市岩坂（○〇一）地すべり警戒	区域	桜井市与喜浦（○〇一）地すべり警戒	区域	桜井市初瀬（○〇一）地すべり警戒	区域	桜井市初瀬（○〇一）地すべり警戒	区域	奈良県中和土木事務所及び桜井市役所土木課
おり	次の平面図のと	おり	次の平面図のと	おり	次の平面図のと	おり	次の平面図のと	おり	奈良県中和土木事務所及び桜井市役所土木課	奈良県中和土木事務所及び桜井市役所土木課	奈良県中和土木事務所及び桜井市役所土木課	おり	次の平面図のと	おり	奈良県中和土木事務所及び桜井市役所土木課

桜井市千森 (○〇四) 地すべり警戒	次の平面図のと 及び桜井市役所土木課	奈良県中和土木事務所 及び桜井市役所土木課	区域
桜井市萱森 (○〇一) 地すべり警戒	次の平面図のと 奈良県中和土木事務所 及び桜井市役所土木課	区域	区域
桜井市萱森 (○〇二) 地すべり警戒	次の平面図のと 奈良県中和土木事務所 及び桜井市役所土木課	区域	区域
桜井市萱森 (○〇三) 地すべり警戒	次の平面図のと 奈良県中和土木事務所 及び桜井市役所土木課	区域	区域
桜井市萱森 (○〇四) 地すべり警戒	次の平面図のと 奈良県中和土木事務所 及び桜井市役所土木課	区域	区域
桜井市萱森 (○〇五) 地すべり警戒	次の平面図のと 奈良県中和土木事務所 及び桜井市役所土木課	区域	区域
桜井市萱森 (○〇六) 地すべり警戒	次の平面図のと 奈良県中和土木事務所 及び桜井市役所土木課	区域	区域
桜井市萱森 (○〇七) 地すべり警戒	次の平面図のと 奈良県中和土木事務所 及び桜井市役所土木課	区域	区域

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県県土マネジメント部砂防課及び表の縦覧
場所に備え置いて一般の縦覧に供する。